

銚田市地域防災計画（案）に対するパブリックコメント（意見募集）の実施について

【趣旨】

銚田市では、地域における災害に対し、市民の生命・身体・財産を守ることを目的として災害対策基本法第42条の規定に基づき、銚田市地域防災計画を改訂し、防災や災害対策に備えております。

つきましては、今回、改訂（案）としてご提示できる段階に至りましたので、皆さまからの意見募集を行います。ご意見がございましたら、次に示す要領にてお聞かせください。

【名称】

銚田市地域防災計画（案）

【募集期間】

令和5年2月22日（水）から令和5年3月23日（木）午後5時まで（必着）

【意見を提出できる方】

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する方及び法人その他の団体
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・本市に対して納税義務を有する方又は法人
- ・パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する方又は法人

【提出様式】

「銚田市地域防災計画（案）に対する意見提言書」

- ・ページ下部の「関連ファイルダウンロード」よりダウンロードしてご利用ください。

※任意の様式でも問題ありません。「銚田市地域防災計画（案）に対する意見提言書」と明記し、住所、氏名、及び電話番号を記載してください。）

【意見の提出先】

方 法	提 出 先
持参または郵送の場合	〒311-1592 銚田市銚田1444番地1 銚田市総務部総務課危機管理室
ファクシミリの場合	0291-34-9277
電子メールの場合	kikikanri@city.hokota.lg.jp

※電話や口頭による受付はできませんのでご了承ください。

【閲覧】

市ホームページ又は次の施設において資料の閲覧ができます。

- ・ 銚田市役所 総務課危機管理室

※土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとなります。

※意見提言書（提出様式）もご用意させていただいております。

【提出された意見の取り扱い】

- ・ 提出されたご意見の内容とそれに対する市の考え方を市ホームページにて公表する予定です。
- ・ ご意見の内容以外（住所、氏名、団体名など個人が特定できる内容）の公表はいたしません。
- ・ 具体的な意見の収集を目的としています。計画（案）に対する賛否を直接問う制度ではないため、単に賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものなどは、市の考え方を示さない場合もございます。
- ・ ご意見に対する個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

〒311-1592

銚田市銚田1444番地1

銚田市 総務部総務課危機管理室 防災危機管理係

TEL 0291-36-7145（直通）